

佐久穂町学校跡地施設等利用検討委員会設置要綱

平成23年8月25日

告示第13号

(設置)

第1条 統廃合後の学校の跡地及び施設（以下「学校跡地施設等」という。）の活用方法について検討するため、佐久穂町学校跡地施設等利用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、それぞれの学校跡地施設等の活用方法について必要な事項を検討し、その検討結果を町長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 区長会代表
- (2) 町議会の議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体
- (5) 公募による者
- (6) その他町長が必要と認めた者

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員会に必要あるときは、部会を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する検討事項について、町長に提言するまでの期間とする。ただし、役職により委嘱されている委員がその役職を辞した場合は、後任の役職にある者が委員を引き継ぐものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課管財係において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。